

新羽地区危機管理マニュアル

令和4年8月

第三版

(令和元年6月 第二版)

(平成30年7月 初版)

新羽町連合町内会

1. 目的

新羽地区危機管理マニュアル（以降マニュアル）は新羽地区の学校施設を用いて行われる行事における危険が発生した際の対応について定めるものとする。

2. 危機の定

本マニュアルで対応する危機とは下記と定義する。

No	危機の種類	内容
1	天候 ※ 1	暴風警報発生時
		大雪警報発生時
		暴風雪警報発生時
		特別警報発生時（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）
		降灰予報発生時
2	地震	地震発生時
3	火災	火災発生時
4	不審者	不審者侵入時

※ 1 [横浜市教育委員会](#)定義による

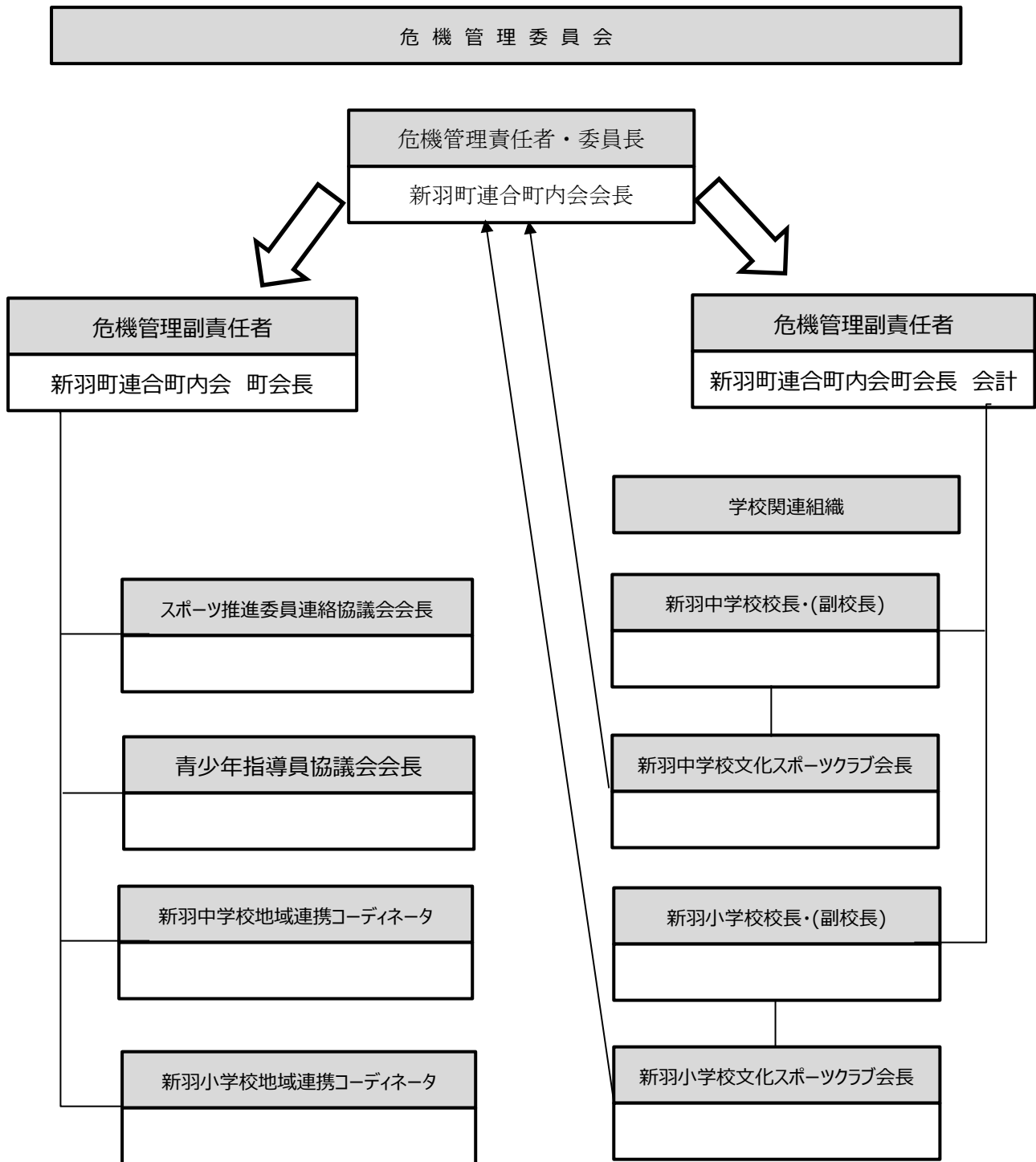
児童生徒の登校の対応について

警報名	登校の対応について
	「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」の場合は、通常通りの登校です。
大雨警報 洪水警報	学校から「自宅待機」の連絡がない限り、原則として、通常通りの登校とします。 「自宅待機」は、各学校や地域の状況に応じて、登校の可否等を学校長が判断します。
	下記4種類のいずれか1つでも発表継続中の場合の対応は以下のとおりです。
暴風警報 大雪警報 暴風雪警報 降灰予報	<p>【小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校】 午前6時の時点で発表継続中の場合は、一斉休校になります。</p> <p>【高等学校(全日制)】 通学区域が異なるため、学校ごとに基準を設定しています。</p> <p>【高等学校(定時制)】 午後2時の時点で発表継続中の場合は、一斉休校になります。</p>
	特別警報の発表が予測される場合の対応は以下のとおりです。
特別警報(大雨・ 暴風・高潮・波浪・ 暴風雪・大雪)	警報の発表を待たず一斉休校となる場合があります。教育委員会事務局が対応を決定し、各学校宛に通知します。

3. 危機管理組織

危機管理組織

緊急時の危機管理体制を以下に定める。



4. 緊急時連絡網

緊急時の連絡及び周知体制は、別紙「新羽地区危機管理連絡網」のとおり

※危機管理体制関係者以外非公開

5. 危機発生時の対応

危険発生時の対応を下記と定める。

1. 天候

(ア) 横浜市教育委員会の定義により午前7時時点で「2. 危機の定義」の No.1 天候に定める
警報・予報発生時は速やかに危機管理委員会が危機管理組織メンバーを招集し開催を判断
する。

(イ) 行事開催中の突然の天候の変化時は危機管理委員会が危機管理組織メンバーを招集し継
続の判断を実施する。

2. 地震

(ア) 地震発生時は速やかに危機管理委員会が危機管理組織メンバーを招集し開催・継続を判断
する。

3. 火災

(ア) 火災発生時は速やかに危機管理委員会が危機管理組織メンバーを招集し、初期消火活動を
実施する。初期消火が間に合わない場合は火災発生をアナウンスし、避難誘導を行う。

4. 不審者

(ア) 不審者を発見時は直ちに警察へ通報するとともに、危機管理委員会は来場者の安全確保に
努める。

6. 危機発生時に緊急連絡先

港北警察署 045-546-0110

港北消防署 045-546-0119

横浜市保健所 045-664-7293

港北区役所地域振興課 045-541-2238